

神戸市危険物安全協会施行細則

会則第27条に基づいて、神戸市危険物安全協会施行細則を次のように定める。

第1条 役員が病気その他の不慮の災害にあったときは、次によって見舞金及び弔意金を贈るものとする。

(1) 病気の場合

療養1ヶ月以上にわたったとき 10,000円

(2) 死亡の場合

ア 弔意金 10,000円

イ 弔電、供花

第2条 前条に該当する支出があった場合、事後の定例理事会において承認を得るものとする。

第3条 その他会長等が必要と認める場合は、その都度協議して定めるものとする。

附則

この規定は昭和61年11月1日から施行する。

平成元年6月1日一部改正

平成4年2月1日一部改正

平成10年3月30日一部改正

平成18年3月31日一部改正

令和3年4月1日一部改正